

令和7年度における長野県の障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針について

～働く障がいのある方々を支援する長野県の応援宣言～

障がい者支援課

障害者優先調達推進法（平成24年法律第50号）が平成25年4月1日に施行され、都道府県は、毎年度の障がい者就労施設等からの物品等の調達方針策定が義務付けられました。

本県では、令和7年度も本県独自の取組を盛り込んだ調達推進方針を策定し、働く障がい者の所得向上に取り組んでまいります。（策定日：令和7年4月3日）

1 趣旨

障がい者就労施設等が供給する物品等に対する需要の拡大を図り、障がい者の**多様な就労機会の確保と自立を促進**します。

（参考）：障がい者※の平均工賃月額

R5年度実績：23,301円

※就労継続支援B型事業所で就労する障がい者

2 めざす姿

障がいのある人が、その希望、能力、適性等に合った仕事を選択し、自らの力を発揮して働き続けられる環境づくりにより、「誰にでも居場所と出番があり生きる喜びを感じられる社会」を目指します。

3 調達の推進

(1) 適用範囲

警察本部を含む
県の全機関

(2) 対象施設

・障害者総合支援法に基づく施設
・障がい者を多数雇用している企業 等

(3) 品目

物品：事務用品、食料品、小物雑貨 等
役務：印刷、クリーニング、清掃 等

(4) 推進する取組

① 行動指針の策定

→
・全ての職場で年間の目標額を定めて発注に努めます！
・発注先として、障がい者就労施設等を必ず検討します！

② 推進体制の整備

→
・全ての機関の課(所)長を推進責任者とします！
・推進事務局を障がい者支援課に置き、PDCAを進めます！

③ 情報提供の推進

→
・物品・役務の情報を県ホームページ等で提供します！
・各機関や市町村等を対象に説明会を開催します！

④ 共同受注窓口の活用

→
・共同受注窓口である「長野県セルフセンター協議会」を活用します！

⑤ 品質・技術支援

→
・経営セミナーや専門家による技術指導を実施します！

⑥ 市町村等との連携

→
・市町村や県立病院機構等と連携を深め、必要な情報提供を行い、市町村等における物品等の調達が進むよう取り組みます！

(5) 調達目標額 前年度の調達実績額を上回る額

4 民間への波及等の取組

以下について障がい者就労施設等からの物品等の調達促進に取り組めます。

- ①民間企業への取組拡大
- ②県の指定管理施設における取組促進
- ③個人等の私的購入等における取組促進